

序 章 基本計画策定の趣旨

1. 背景と目的

人々の価値観の多様化が進む中、暮らしにおいても、ゆとりや快適性が求められてきています。魅力的な地域づくりを行うためには、地域に愛着と親しみと誇りを持つことができ、「この街に長く住み続けたい」、「次世代に伝え残したい」と思う景観を形成することが必要です。

近年、産業や社会構造の変化に伴い、人々の生活や景観に対する意識が変わり、地域のまちづくりに積極的に参加する人々が増えつつあります。また、企業においても、地域の景観形成への貢献を企業の社会的責任として認識し、緑化や建築物のデザイン、屋外広告物への配慮等、景観形成に向けた主体的かつ積極的な取組みが始まっています。

しかし、まちの様子を見てみると、無秩序な屋外広告物や、形態や意匠等が不揃いなまちなみ等が見られるところもあり、このような状況を放置しておくと、地域の魅力的な景観が徐々に失われてしまうことが懸念されます。

愛知県では、昭和 63 年(1988 年)に県内の市町村が都市景観基本計画の策定等、景観行政を進めていく際の手引書として「都市景観形成マニュアル」を策定し、平成 3 年(1991 年)には、景観形成の基本的な考え方を示した「愛知県都市景観マスタープラン」を策定しました。また、県内の幾つかの市町村においても、地域の景観資源を活かしつつ、それぞれの視点から独自の景観基本計画や景観条例を制定し、景観形成を進めてきました。

また、国は、平成 15 年(2003 年)に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、従来の景観形成に対する反省を踏まえ、良好な景観形成を国政上の重要課題として位置づけ、平成 16 年(2004 年)には、美しい景観・豊かな緑の形成を促進するための「景観緑三法」を整備しました。

こうした中、愛知県は、中部国際空港の開港を契機に世界に開かれた中部圏の玄関口としての役割を担っていくこと、愛知万博の開催等により自然環境に対する認識が深まる中、地域の自然景観等を活かしたまちづくりや観光振興に取り組んでいくことが求められています。また、「新しい政策の指針(平成 18 年 3 月)」では、「活力と魅力ある地域づくり」の一つとして、「美しい愛知づくり」を進めることとしています。

これらを背景に、愛知県は、平成 18 年 3 月に、本県の景観形成に関する基本的な考えを示す「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時に、美しい愛知づくりについての基本理念及び施策の基本となる事項を定めた「美しい愛知づくり条例(平成 18 年条例第 6 号)」を制定しました。これらの中では、住民・事業者・NPO等の多様な主体と協働して持続的に取り組んでいくこととしています。

そしてこのたび、この基本方針を踏まえるとともに、条例に基づき、美しい愛知づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「美しい愛知づくり基本計画」を策定することとしました。

2.位置づけ

「美しい愛知づくり基本計画」は、条例に基づいて、美しい愛知づくりに関する目標及び施策についての基本的な方針、美しい愛知づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を示しています。

また、美しい愛知づくりを進めていくためには、地域における景観資源を守り育てる県内市町村の取組みが重要であることから、各市町村による景観形成において、広域的な景観形成への配慮が図られるよう、愛知らしい広域景観形成の方向性や地域別の景観形成に関する方向性等を示しています。

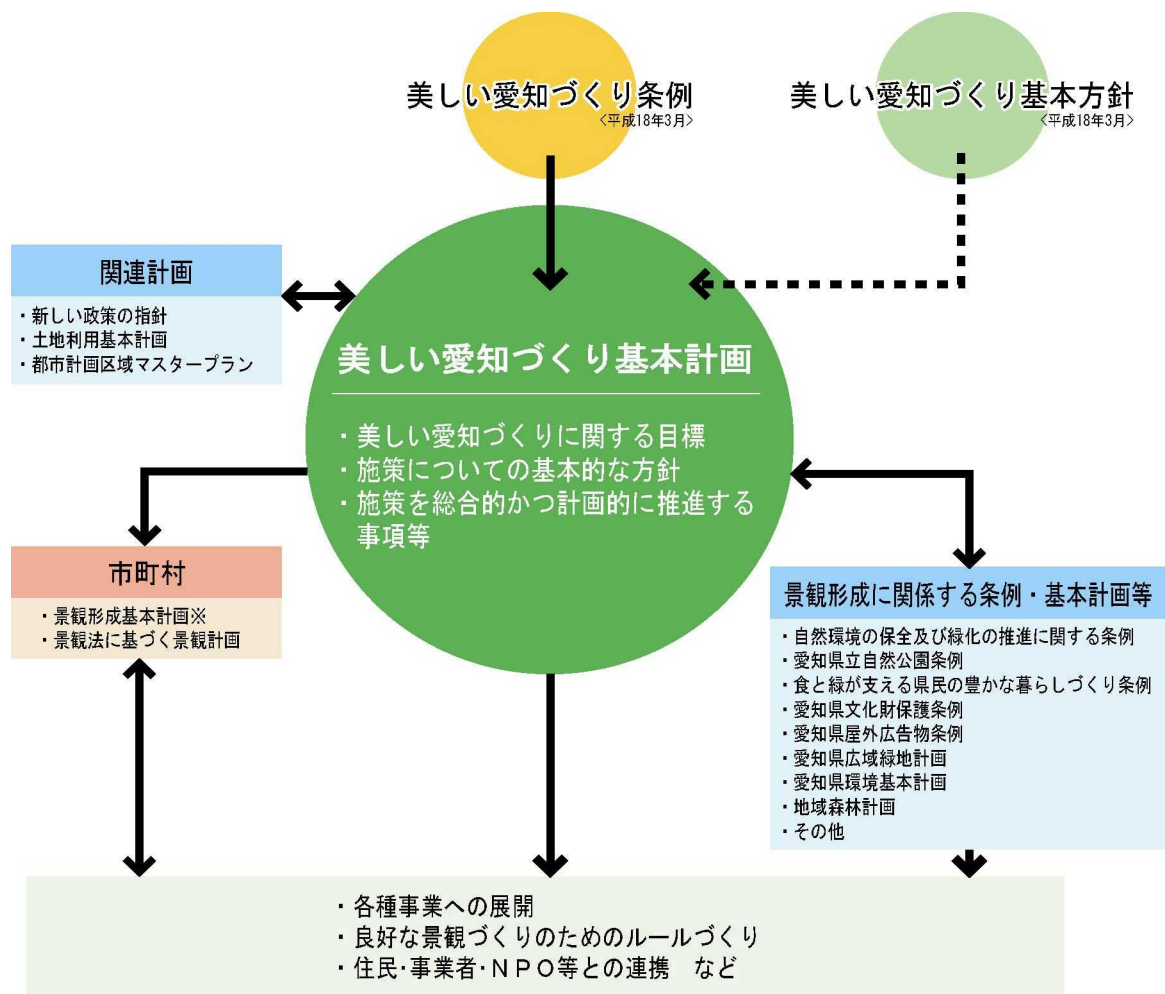


図1 「美しい愛知づくり基本計画」の位置づけ

＜美しい愛知づくり条例＞

（基本計画）

第六条 知事は、美しい愛知づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、美しい愛知づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 美しい愛知づくりに関する目標及び施策についての基本的な方針
 - 二 前号に掲げるもののほか、美しい愛知づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 以下、省略

3.本書の構成

本書の構成は、次のようになっています。

第1章 景観形成の目標

条例に基づく美しい愛知づくりに関する目標を、全体目標と分野別の目標に分けて示しています。



第2章 愛知らしい広域景観の形成

広域的な観点から愛知らしい景観を形成していくため、愛知の骨格的な景観資源や愛知らしさを象徴する景観資源を抽出するとともに図示し、それらの資源を捉えた景観形成の方向性を示しています。



第3章 地域別景観の形成

市町村等に対して、市町村間で調和のとれた広域的な観点到に配慮した景観形成がなされるよう、県土を地形の変化や資源のまとまり等により5つの地域に分割して地域毎の広域的な景観特性を示し、あわせて地域毎の望ましい景観形成の方向性を示しています。



第4章 景観形成の推進

美しい愛知づくりを進めるための施策に関する基本的な方針を示すとともに、具体的な施策、取組みと、これらを総合的・計画的に推進するための考え方を示しています。